

動画による企業プロモーション事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

地域経済の活性化を実現するため、企業の魅力、技術及び製品を紹介する動画を制作し、市のホームページやSNS等を活用した動画による情報発信及び広告配信等により、本市の地場産業の販路や事業拡大及び雇用確保を図るための事業を、公募型プロポーザル方式による事業者選定にて実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 動画による企業プロモーション事業業務委託
- (2) 場所 : 宮崎市
- (3) 業務内容 : 動画による企業プロモーション事業業務委託
仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで
- (5) 提案限度額 : 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争で目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 公募型プロポーザルとする理由

本業務については、企業PR動画作成業務の遂行に高度な知識や経験が必要とされることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

5 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和6年2月26日（月）
(2) 参加申込書受付締切	令和6年3月12日（火）正午必着
(3) 参加資格要件確認結果通知	令和6年3月13日（水）
(4) 質問締切	令和6年3月13日（水）正午まで
(5) 質問に対する回答	正午までに提出のあった質問については翌日中に回答。 （祝休日を除く）
(6) 企画提案書等の提出締切	令和6年3月22日（金）正午必着
(7) 審査結果通知	令和6年3月29日（金）（予定）
(8) 契約締結	令和6年4月18日（木）（予定）
(9) 業務開始	令和6年4月19日（金）（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性有り

6 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 宮崎市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (4) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 応募時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人または法人以外の団体
 - ②宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (7) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (8) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、本市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

7 参加申込の手続き

(1) 事務局（問い合わせ先）

宮崎市観光商工部産業政策課（担当：弓削）

（郵送先）〒880-8505 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号

（持参先）〒880-0805 宮崎市橘通東 1 丁目 7-4 第一宮銀ビル 8F

電話 0985-21-1792 / FAX 0985-28-6572

Mail : 17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第 1 号）	
②	法人概要（様式第 2 号）	
③	商業登記事項証明書（写し）	法務局で発行する商業登記事項証明書（発行 3 か月以内）
④	宮崎市税及び国税に滞納がないことの証明	○宮崎市税（写し可） ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合

		○国税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む） ※いずれも3か月以内に交付（発行）されたものであること。
⑤	誓約書（様式第3号）	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。
⑥	業務実績（様式第4号）	契約書の写し等も送付すること
⑦	業務執行体制（様式第5号）	

(3) 提出方法

持参又は郵送(書類書留またはそれと同等の手段に限る)により、7-(1)の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

令和6年3月12日(火)正午必着

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果については、令和6年3月13日(水)までに通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書(様式第6号)をメールにより、7-(1)の事務局あて送信すること。
(必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。)

②質問締切 令和6年3月13日(水)正午まで

(2) 回答

①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
掲載URL：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

②回答日 正午までに提出のあった質問については翌日中に回答(祝休日を除く)

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書(任意様式)	作成にあたっては、別紙「仕様書」を参照すること。
②	業務スケジュール(任意様式)	
③	動画作成の提案書(任意様式)	事業コンセプト、業務スケジュール及び連絡調整に関する内容や作成した動画を活用した広報に係る提案が盛り込まれていること。
④	サンプル動画(任意様式)	提案書に基づき、自社または架空の会社をイメージした紹介動画を1分30秒以内で作成し、PC上で共有できるファイル形式データのもの。

⑤	サンプル動画の構成案（任意様式）	サンプル動画の構成案を A4 用紙 3 枚以内で作成したもの。図、絵。写真等の使用は可。
⑥	見積書（任意様式）	

(2) 提出方法

持参又は郵送(書類書留またはそれと同等の手段に限る)により、7- (1) の事務局あてに提出すること。サンプル動画においては、メールにて提出すること。

(3) 提出期限

令和6年3月22日(金)正午必着

(4) 提出部数

①正本を1部、副本を6部提出すること。

②副本5部、サンプル動画については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

10 評価・選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。

(2) 企画提案書及びサンプル動画、見積書の内容について、書類審査にて実施する。

ただし、申請状況によりプレゼンテーションを実施する場合がある。

プレゼンテーションを実施する場合は、実施日の3日前までに詳細を連絡する。

(3) 動画による企業プロモーション事業業務委託公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容の審査を行い、「動画による企業プロモーション事業業務委託審査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。

(4) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が審査を行う際、仕様書にて求めた内容を著しく逸脱する提案がなされたと判断した場合には、その提案を除外し審査を行うことがある。

(5) 選定委員は提出書類およびヒアリングに基づき、個別の審査項目の合計点をその提案の評価点として審査を行う。その上で、評点の結果に基づき選定委員毎の上位3者を選出し、上位3者に対して、順位点（1位5点、2位3点、3位1点）をそれぞれ付すこととし、その合計点数が最も高いものを受託候補者として随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

(6) 評価点の合計点数が同点の場合は、評価点の合計点数が同点だった場合は、選定委員の多数決により、受託候補者を決定するものとする。

(7) 各選定委員の評価点の平均点数が60点未満（100点満点）である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。

(8) その他

次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積金額が、提案限度額を超えている場合

④審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合など

1 1 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後すべての提案事業者に書面で通知する。なお、選定結果の通知については令和6年3月29日（金）にメール通知または文書発送とする。

(2) 選定結果の公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称（50音順）（ただし、参加が2者の場合は公表しない）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
（受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

(3) その他

他の参加業者の提案内容を含む、選定結果の優劣についての問い合わせには回答しない。

1 2 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と本市との間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年2月21日規則第1号）第105条の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除できるものとする。

(3) その他

- ①契約代金の支払いは、業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。ただし、受託者は、市が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、業務完了前に事業実施に必要な額を請求できるものとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1 3 その他

(1) 業務の一部委託について

当該業務の一部を外部に再委託する場合は、事前に発注者と協議し、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(2) 提出書類の取り扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、宮崎市から指示のあった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。

④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(3) その他

①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。

②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

④提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和6年2月20日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。